

「機設部OB会」規則

第1条 会の名称： 「機設部OB会」と称する。

第2条 目的と運営： 日立圧延機関連の設計の仕事に携わった人達が、深い思い入れをもって集い、会員相互の親睦を図ることを目的とし、会員自身で運営するものとする。
満年齢60歳以上で、機械設計部^{注1}および圧延機営業技術に長年在籍された人で、会の趣旨に賛同する希望者。

注1； 上記機械設計部には、前身の若松工場設計課、機械設計部の後継部署—重機設計部（圧延機）、機械システム本部、MH・PTJ（設計部門日立出身者）を含む。

第3条 役員： 本会に下記の役員を置き、総会にて選出する。

(1) 名誉会長； 加藤 孝之 氏（任期は終身）

(2) 会長、副会長； 各1名、任期2年とし再任を妨げない。

会長は会の長として会員を統括し、会の円滑な運営のため、必要に応じ、幹事に助言を与える。

副会長は必要に応じ、会長の代行を行う。

(3) 顧問； 若干名の顧問を置き、必要に応じ会への助言を与える。

(4) 幹事； 会員中より若干名を総会にて選出し、幹事会を構成する。

原則として、任期1年、行事实施をもって任期終了とするが、再任を妨げない。（任期期間は、前年の行事終了から担当年の行事終了まで）
幹事は、以下の担当年度の会運営を行う。

行事計画実施・入退会の受付・会員名簿の維持管理・会員への連絡尚、幹事より幹事長・幹事長補佐を総会の承認を得て任命し、幹事会を取り纏める。

(5) 会計； 幹事より1名を選任し、諸会費の入出金管理、会計報告を行う。

第4条 行事： 年1回、毎年4月に総会と懇親会を行い、会員相互の親睦を図る。

第5条 会費： 会員の年会費は申受けない。

総会と懇親会の会費は、その都度、参加者より当日申受ける。

第6条 入会： 第2条に定めた会員有資格者が、随時、本人の意思で幹事会に入会を申請する。

第7条 退会： 随時とし、幹事会に退会を申し出る。

第8条 規則の変更： 総会の議決をもって変更する事ができる。

第9条 弔事： 会員本人の場合のみ、幹事会は会員に可能な限り連絡する。

第10条 会の設立： 平成15年4月11日

第11条 会の事務局： 本会の事務局は幹事が兼務する。

本規則の制定・改訂の経緯

1.本会設立と共に会則を定め、その後平成26年4月の「改訂6」まで、6回に亘りその時点の状況に基づき改訂を行い、会運営を実施してきた。

2.平成27年度より会員への連絡を原則としてmailで実施する事に致し、その他社会情勢の変化にも対応する為、下記を「改訂6」より変更する事にした。

(1) 会員の年会費の廃止：mail連絡に依り、会運営経費が大幅に削減可能な事に鑑み、廃止する。

(2) 総会・懇親会の会費前納の廃止：前項と共に、幹事の事務合理化の為に当日申し受けとする。

(3) 世話役・事務局長の名称変更：会運営は幹事会とし、名称を統一化する。

(4) 弔事の規約：社会情勢の変化に伴い、弔事に係る幹事会の責務を会員への連絡に限定する。

(5) 会の事務局：mail化に伴い、事務局を幹事が兼務する事とし、特定の場所を規定しない。

(6) 重複事項の削除：会員の義務等